

はにゅう男女共同参画プラン

進捗状況調査報告書

(令和5年度)

羽 生 市

基本理念 女も男もともに活躍できるまちに

基本目標 1 個性を認めあう意識づくり

基本方針 1 男女共同参画意識の啓発 P1

施策 1 固定的な性別役割分担意識や偏見の解消

施策 2 男女共同参画に関する情報の収集と提供

基本方針 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実 P2

施策 1 生涯学習における男女共同参画の推進

施策 2 学校等における男女平等教育の推進

基本方針 3 男女の人権の尊重 P4

施策 1 性と人権を尊重する意識啓発

施策 2 相談体制の充実

基本方針 4 多様性の尊重 P5

施策 1 多様な性・生き方への支援

施策 2 国際理解と交流の推進

基本目標2 あらゆる場面で男女が共に参画できる環境づくり

基本方針1 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進 ----- P7

施策1 各種審議会等への女性の登用促進

施策2 女性の人材育成

基本方針2 地域における男女共同参画の推進 ----- P7

施策1 地域活動における男女共同参画の促進

施策2 地域防災や環境等の分野における男女共同参画の促進

基本方針3 生涯を通じた健康づくり ----- P8

施策1 生涯を通じた健康支援

施策2 妊娠・出産等に関する健康支援

施策3 健康をおびやかす問題についての啓発

基本目標3 いきいきと働ける環境づくり

(羽生市女性活躍推進計画)

基本方針1 女性が働きやすい環境の整備 ----- P11

施策1 均等な雇用環境の整備

施策2 各種ハラスメントの防止

基本方針 2 働く場における女性活躍の推進	-----	P11
施策 1 女性のチャレンジ支援		
施策 2 職場における女性の登用促進		
施策 3 農業・商工業等における男女共同参画の促進		

基本方針 3 ワーク・ライフ・バランスの推進	-----	P13
施策 1 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた啓発		
施策 2 子育て支援の充実		
施策 3 介護者への支援の充実		

基本目標 4 人権が尊重されDVのないまちづくり

(羽生市DV防止基本計画)

基本方針 1 暴力を許さない社会づくり	-----	P16
施策 1 DV防止の推進		
施策 2 相談体制の充実		

基本方針 2 DV被害者の安全確保と自立への支援	-----	P17
施策 1 早期発見体制と保護体制の充実		
施策 2 生活再建に向けた支援の充実		

推進指標	-----	P18
------	-------	-----

令和5年度はにゅう男女共同参画プラン進捗状況調査報告書

基本目標1 個性を認めあう意識づくり

評価：◎順調 ○おおむね順調 △順調でない ×未実施

基本方針	施策	取組名	事業内容	担当課	令和5年度事業実績	評価
1 男女共同参画意識の啓発	1 固定的な性別役割分担意識や偏見の解消	1 市広報誌等による啓発活動の充実	多様な媒体を活用した広報・啓発活動により男女共同参画の意識啓発を推進します。 ・広報誌やホームページ等への啓発記事の掲載 ・国の男女共同参画週間（6月23日～29日）や人権週間（12月4日～10日）にあわせた啓発	人権推進課	<ul style="list-style-type: none"> ■人権週間に庁舎壁面に懸垂幕の設置 「人権ポスター・マンガ展」を開催し人権啓発事業を実施した ■男女共同参画情報紙「みらい」の発行（1月15日 全戸配布） 特集「男女共同参画条例制定について」 ■広報はにゅう「女と男」を掲載 掲載号：4月、6月、8月、2月（4回） ■各講座、パネル展等について、広報、ライン、ホームページに掲載 	○
		2 学習機会の提供	男女共同参画についての理解を深めるため、各種講座や講演会等を実施します。 ・男女共同参画講演会の開催 ・公民館等での講座開催	人権推進課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ■男女共同参画講演会の開催 実施日：6月24日（土）参加者47名 内容：「今、男女共同参画に求められているもの」 講師：国立女性教育会館総務課学習アドバイザー 島田悦子氏 ■男女共同参画基礎講座の開催 実施日：7月21日（金）村君公民館（高齢者大学）参加者18名 7月27日（木）岩瀬公民館（高齢者大学）参加者36名 講師：埼玉県男女共同参画推進センター ■自治会長スキルアップ研修会の開催 実施日：10月3日（火）参加者54名 内容：「男女共同参画社会について」 講師：人権推進課 	○
		3 市職員への啓発	研修会等により、市職員に対し男女共同参画の意識づくりを推進します。 ・職員研修会の開催 ・文書等による啓発	総務課 人権推進課	<ul style="list-style-type: none"> ■職員研修会の開催（女性活躍推進事業） 実施日：10月30日（月）、31日（火）参加者251名 内容「誰もが自分らしく幸せに働ける職場づくり」 講師：埼玉純真短期大学学長 藤田利久氏 	○
	2 男女共同参画に関する情報の収集と提供	1 市民意識の把握	市民意識調査を実施し、男女共同参画社会に向けての施策推進の資料とします。 ・市民意識調査の実施 ・総合振興計画の目標指標に関する市民アンケートの実施 ・人権意識市民アンケートの実施	秘書広報課 人権推進課 企画課	<ul style="list-style-type: none"> ■市総合振興計画目標指標に関する市民アンケート 対象：18歳以上の市民1,500人 有効回収票数579人 回収率：38.6% <p>※市民意識調査、人権意識市民アンケート（R5該当なし）</p>	◎
		2 情報の収集と提供	国、県や他市町村の活動状況や行事などに関する情報を収集するとともに、関係機関からの男女共同参画に関する情報を市民に提供します。 ・広報誌やホームページ等への啓発記事の掲載 ・情報の収集と提供	人権推進課 図書館	<ul style="list-style-type: none"> ■国・県・関係機関等の啓発資料等による情報提供 ■広報はにゅう「女と男」を掲載（再掲） 掲載号：4月、6月、8月、2月（4回） ■男女共同参画・女性問題に関する資料299冊（図書館） 	○

			3	情報活用能力 (メディア・リテラシー*)向上への取り組み	固定的な性別役割分担意識による差別、さらに暴力を助長するような表現の排除について市民に呼びかけるとともに、情報活用能力(メディア・リテラシー)向上のための情報を提供します。	人権推進課	■国・県・関係機関等の啓発資料等による情報提供	△
2	男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	1	1	人権尊重の教育の推進	固定的な性別役割分担意識の見直しや、男女共同参画社会の形成について、人権尊重の観点から男女平等に関する学習活動を推進します。 ・人権教育研究会、人権教育指導者研修会、講演会の開催	生涯学習課	■男女共同参画基礎講座の開催(再掲) 実施日：7月21日(金) 村君公民館(高齢者大学) 参加者18名 7月27日(木) 岩瀬公民館(高齢者大学) 参加者36名 講師：埼玉県男女共同参画推進センター ■人権教育研修会の開催 実施日：8月4日 参加者368名 内容：「加害者にも被害者にもならないためのSNSトラブル対策」 講師：弁護士 佐藤 大地 氏 ■人権指導者研修会の開催 【会場参集】 ①実施日：8月4日(金) (内容は人権教育研修会と同じ) ②実施日：8月19日(土) 参加者59名 内容：「障がい者と人権」 講師：立命館大学衣笠総合研修機構 上席研究員 長瀬 修 氏 内容：「部落差別の起源と同和教育」 講師：部落解放同盟埼玉県連絡会埼玉協議会 議長 平岡 孝 氏 【オンライン】 10月30日～1月31日 参加者140名	◎
				2	家庭教育支援事業等の充実	男女共同参画の視点を取り入れた事業の展開に努めます。 ・「親の学習」講座の開催 ・PTA家庭教育研修会の開催	学校教育課 生涯学習課	■人権教育研修会の開催 実施日：1月16日(火) 市内各小中学校 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から市内小・中学校教職員及びPTA役員対象に各分科会発表者の所属校よりリモート配信 ■羽生市PTA連合会家庭教育研修会の開催 実施期間：12月1日～18日(YouTubeによる動画配信) 視聴回数 370回 内容：子どもの発達段階によるかかわり方 ～学童期から思春期へ、脳が成熟するとき～ 講師：埼玉県家庭教育アドバイザー 志賀 周子 氏 ■「親の学習講座」の開催(全11回) 実施期間：10月3日～13日 小学校入学直前の保護者等計366人参加

			3	家庭や地域における平等意識の醸成	男女が共同して家庭や地域での生活を担う平等意識の浸透を目指した、学習機会等の提供に努めます。 ・男女平等意識を醸成する人権研修会等の開催 ・各種講座の開催	人権推進課 生涯学習課	<p>■男女共同参画講演会の開催（再掲） 実施日：6月24日（土）参加者47名 内容：「今、男女共同参画に求められているもの」 講師：国立女性教育会館総務課学習アドバイザー 島田悦子氏</p> <p>■男女共同参画基礎講座の開催（再掲） 実施日：7月21日（金）村君公民館（高齢者大学）参加者18名 7月27日（木）岩瀬公民館（高齢者大学）参加者36名 講師：埼玉県男女共同参画推進センター</p> <p>■自治会長スキルアップ研修会の開催（再掲） 実施日：10月3日（火）参加者54名 内容：「男女共同参画社会について」 講師：人権推進課</p>	◎		
			4	男女共同参画の視点に立った生涯学習の充実	一人ひとりが自分自身の能力を発揮できるようにするため、男女共同参画を踏まえた学習機会の充実を図ります。 ・各種講座の開催 ・生涯学習情報の提供	生涯学習課	<p>■男女共同参画基礎講座の開催（再掲） 実施日：7月21日（金）村君公民館（高齢者大学）参加者18名 7月27日（木）岩瀬公民館（高齢者大学）参加者36名 講師：埼玉県男女共同参画推進センター</p>	○		
			2	学校等における男女平等教育の推進	1	教職員・保育士の研修の充実	個性を重視し、主体的な生き方を選択できる能力を身につけるための教育、男女平等の視点に立った教育や保育が行えるよう、教職員や保育士の研修会の充実を図ります。 ・男女平等や女性の人権等の研修会の開催 ・教職員や保育士など担当者研修の実施	児童保育課 学校教育課 生涯学習課	<p>■埼玉県人権保育実践交流会へ参加 12月</p> <p>■校長研究協議会、教頭研究協議会で周知</p>	○
					2	男女共同参画の視点に立った授業の実施	各教科等において、人権を尊重した教育を実践し、児童生徒の男女共同参画意識を醸成します。	学校教育課	<p>■道徳教育の充実により人権を尊重した教育活動を実践</p> <p>■中学校では、保健体育、技術・家庭科も男女共修</p>	○
	3	一人ひとりの個性を生かした進路指導の充実			性別にとらわれず、生徒の個性と能力に合った進路が選択できるように、適切な進路指導を実施します。	学校教育課	<p>■職場体験学習（中学2年）</p> <p>■進路相談 三者（学級担任と生徒、保護者） 二者（学級担任、生徒）</p>	○		
	4	男女共同参画の視点に立った学校運営			学校行事やPTA活動において、男女が共同で参画できる環境を整備します。 ・男女混合名簿等諸表簿の作成	学校教育課 生涯学習課	<p>■50音順による男女混合名簿 卒業式等における呼名も男女混合50音順</p> <p>■市PTA連合会役員の女性割合 13%（2名、内学校長1名含む）</p>	○		

			5	保育所等における男女共同参画の推進	保育所（園）、認定こども園や幼稚園に通う幼児に対して、人権を尊重した教育や保育を実践し、幼児期における男女共同参画意識の形成を図ります。	児童保育課 学校教育課		未評価
3	男女の人権の尊重	1	性与人権を尊重する意識啓発	1	男女がそれぞれの性の違いを認めつつ互いに尊重しあい、個性を生かした生き方を選択できるよう、性与人権を尊重した啓発事業を促進します。 ・広報誌やホームページ等への啓発記事の掲載 ・人権啓発研修会の開催	人権推進課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ■人権啓発事業 人権ポスター・マンガ展の開催（市役所・2公民館） ■広報誌「じんけん」の発行（3月15日 全戸配布） ■人権問題研修会の開催 地区別研修会：4回（新郷・岩瀬・村君・手子林）参加者85名 企業別研修会：3回 参加者266名 人権問題研修会（民生委員等）1回 参加者70名 出前講座（高齢者大学・集会所）5回 参加者175名 人権教室（2小学校）参加者47名 ■人権フェスティバル（北埼玉地区3市）の開催 参加者550名 	○
				2	性に関する教育の充実	それぞれの性を尊重する意識を育てるために、成長段階に応じた性教育を行い、性に関する正しい知識や情報を提供します。 ・性に関する教育活動の推進 ・指導者に対する性教育研修の実施	健康づくり推進課 学校教育課	■小学校では保健、中学校では保健体育の授業
		2	相談体制の充実	1	各種相談の充実	それぞれのライフステージにおける様々な悩みに対して、適切に対応できるよう、相互の連携を図り、相談体制の充実を図ります。 ・女性相談 ・健康相談 ・心の健康相談 ・結婚相談 ・ひとり親家庭相談 ・高齢者総合相談 ・消費生活相談 ・法律相談 ・行政相談 ・人権相談 ・家庭児童相談 ・教育相談	人権推進課 社会福祉課 こども家庭課 高齢介護課 健康づくり推進課 市民生活課 学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ■人権相談 年12回実施 相談件数：2件 ■女性相談 年46回実施 相談者：延べ100人 ■結婚相談：年24回実施 相談件数：89件 結婚成立：1組 ■家庭児童相談 相談者：延べ51人 ■乳児相談 年12回実施 相談者：延べ38人 ■幼児相談 随時 相談者：延べ61人 ■高齢者総合相談受理（地域包括支援センター）5,734件 ■認知症相談（月1回設定）：7件 ■高齢者の権利擁護に関する相談 ■高齢者虐待相談件数 26件（うち、高齢者虐待と認められた件数 8件） ■成年後見制度利用相談件数 7件（うち、市長申立件数 4件） ■健康相談 年11回実施 相談者：延べ36人 ■心の健康相談 年17回実施 精神科医師：5回実施 相談者：延べ7人 臨床心理士：12回実施 相談者：延べ36人 ■消費生活相談 年178回実施（週4回） 相談者数：延べ 228人 ■法律相談 年36回実施 相談者数：延べ 240人 ■行政相談 年45回実施 相談者数：延べ 44人 ■教育相談 ・各中学校は週に1日程度、各小学校は4週に半日または1日程度、SCが来校し学校生活や心の悩み相談の実施。 ・主に小中学生を対象に、SSWが各学校を巡回したり、家庭を訪問し学校生活や子育てにかかわる相談の実施。

			2	相談窓口の周知 悩みや不安の解決の糸口が見つからず、困難を抱え込んでいる場合もあります。解決に向け動き出せるよう、市の相談窓口について周知に努めます。 ・各種メディアの利用による周知	人権推進課 社会福祉課 こども家庭課 高齢介護課 健康づくり推進課 市民生活課 学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ■広報はにゅうや市のホームページ等による周知 ■リーフレットやカードの配布などによる周知 ■子ども出生時、「子育て応援ブック」を配布し周知 ■子育てアプリを活用した周知（子育て世代包括支援センターの周知） 3月31日時点 アプリ登録者数467人 	○	
4	多様性の尊重	1	多様な性・生き方への支援	1	性的少数者についての理解促進のための啓発 LGBTQなど性的少数者に対する理解を促進するため、啓発に努めます。 ・広報誌やホームページ等への啓発記事の掲載 ・人権啓発研修会の開催	人権推進課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ■人権ポスター・マンガ展での啓発物の展示、人権に関する図書の紹介 ■広報誌「じんけん」や広報はにゅう、市ホームページ等へ啓発記事の掲載 ■パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度開始 施行日：3月1日 	◎
				2	市職員への性的少数者についての啓発 市民対応において適切な配慮が出来るよう、市職員の性的少数者に対する理解の促進を図ります。 ・職員人権研修 ・新規採用職員接遇研修 ・職員ハンドブックの周知	総務課 人権推進課	<ul style="list-style-type: none"> ■職員人権研修会の開催 【新規採用職員】実施日：4月1日（土） 講師：羽生市人権推進課 【職員向け】実施日：1月31日（水）、2月1日（木） 講師：埼玉県民生活部人権・男女共同参画課 【再任用・会計年度任用職員向け】実施日：2月2日（金） 講師：羽生市人権推進課 ■性的少数者に対する理解の促進を図るため、庁内掲示板において周知 ・多様な性を理解し行動するための職員ハンドブック ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度利用の手引き 	○
				3	市の手続き等における配慮 市への各種申請の際に、性別記入等による当事者の心理的負担の軽減を図ります。 ・申請書等様式の適正化	全庁	<ul style="list-style-type: none"> ■性別記載欄が削除可能なものについて削除 性別記載を設ける場合は、性的少数者に配慮して記載 例規審査の際は、性別に関する情報が真に必要なか継続して対応している。 	○
				4	性的少数者についての教職員への啓発と児童生徒への配慮 教職員の性的少数者に対する理解の促進を図り、児童生徒への配慮や学習環境の向上に努めます。 ・人権教育研究集会の開催 ・管理職等を対象とした研修の実施	人権推進課 学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ■北埼玉地区人権教育研究集会の開催 実施日：1月13日（土） 参加者162名 内容：「子どもの人権と暴力防止について」 講師：くきCAP 内容：「部落差別の起源と同和教育」 講師：部落解放同盟埼玉県連絡会埼玉協議会 議長 平岡 孝 氏 	○

2	国際理解と交流の推進	1	<p>国際理解を深めるための啓発・教育の充実</p> <p>諸外国の文化などの理解を深める学習や交流の機会を提供し、市民の意識の高揚を図ります。また、語学教育を通して、児童生徒のコミュニケーション能力を育成し、異文化に対する理解を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村君英語村の推進 ・ALT（外国語指導助手）*の活用促進 ・異文化理解の促進 ・姉妹都市等との交流 	秘書広報課 学校教育課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ■バギオ市青少年訪問団受入（10月29日～11月4日） ホームステイ先：5軒 男子生徒2人、女子生徒6人、随行大人2人 ■ALTを14人（小学校：11人 中学校：3人）配置 授業だけでなく、日常生活においても児童生徒がネイティブな会話にふれる機会を増やしている。 ■岩瀬英会話講座（岩瀬公民館） 4講座 延べ48名 ■村君地区英語村推進事業（村君公民館） 全5回 参加登録112名（内保護者52名） 	○
		2	<p>国際情報の収集と提供</p> <p>諸外国の男女共同参画の現状を知るため、その資料や情報を収集し、また、必要な情報の提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する各種国際情報資料の収集と提供 	人権推進課 図書館	<ul style="list-style-type: none"> ■歴史、文化、社会情勢、経済情勢など多岐にわたる資料の収集、情報提供 	○
		3	<p>国際交流協会等の活動への支援</p> <p>諸外国の文化を理解する機会をつくり、男女共同参画社会づくりにつながる国際協力を推進します。</p> <p>また、在住外国人との交流を深めるため、国際交流市民の会等が実施する事業への支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本文化を踏まえた外国人との交流会の開催 ・外国人のための日本語教室の開催 	秘書広報課	<ul style="list-style-type: none"> ■国際交流市民の会活動支援 ■日本語教室（毎月第1・3日曜日） 参加者約115人 ■和食作り体験 参加者延べ20人 ■ひなまつりパーティー 参加者約100人 ■その他商工まつりへの参加等 	○

基本目標 2 あらゆる場面で男女が共に参画できる環境づくり

評価：◎順調 ○おおむね順調 △順調でない ×未実施

基本方針	施策	取組名	事業内容	担当課	令和5年度事業実績	評価
1 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進	1 各種審議会等への女性の登用促進	1 審議会等における女性委員の割合の向上	市の施策推進に重要な役割を持つ各種審議会等に多様な意見が反映されるよう、女性の登用率の向上や、女性がいない審議会等をなくすことに努めるよう庁内に働きかけます。	全庁	<ul style="list-style-type: none"> ■審議会等における女性の登用率 29.4% ■市の会議等に参加しやすい環境を整備するため、託児サービスを実施 審議会等の委員募集の際に、託児サービスについてお知らせした 	△
		2 審議会等への公募委員の拡大	女性の市政への参画の促進と幅広く市民の意見を反映するため、公募委員の割合を拡大します。 ・審議会委員の公募拡大	全庁	<ul style="list-style-type: none"> ■毎年4月に公募委員の割合を調査し公募委員の積極登用を呼び掛けている 	○
		3 「女性人材リスト」の活用	女性人材リストの充実を図るため、市内公共施設等に登録書を設置し、広く市民に登録を呼びかけます。	人権推進課	<ul style="list-style-type: none"> ■市内公共施設に登録書を設置 ■2月号広報はにゅうに登録募集記事掲載 	△
	2 女性の人材育成	1 女性リーダーの把握と活用（人材登録制度の活用）	各分野における女性の人材に関する情報を収集して人材登録を促すとともに、その活用を図ります。 ・女性人材リストの充実と活用	全庁	<ul style="list-style-type: none"> ■女性人材リストの作成 登録人数 28人 ■市民講師登録制度による人材の紹介（女性人材リスト無し） 21名登録、計10回紹介 	○
		2 女性の人材育成のための研修・学習機会の充実	女性の地域活動や市政への関心を高めるとともに、各分野への登用を促進するため、研修や学習の機会を提供します。 ・男女共同参画講座等の開催	人権推進課	<ul style="list-style-type: none"> ■男女共同参画講演会の開催（再掲） 実施日：6月24日（土）参加者47名 内容：「今、男女共同参画に求められているもの」 講師：国立女性教育会館総務課学習アドバイザー 島田悦子氏 	○
	2 地域における男女共同参画の推進	1 地域活動における男女共同参画の促進	1 地域活動における男女共同参画の促進	男女がともに様々な地域活動へ参画できるよう、自治会やPTA等への男女共同参画を推進するなど、地域での共同参画への環境整備に努めます。 ・地域における各種団体への啓発の推進 ・地域における代表者等への女性の登用促進	地域振興課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ■市PTA連合会役員の女性割合 13%（2名、内校長1名含む）（再掲）
2 市民活動団体への支援			男女がともに様々な地域活動へ参画できるよう、地域における市民活動団体の育成や支援を行います。 ・市民活動団体への男女共同参画情報の提供や活動の支援	地域振興課 人権推進課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ■ボランティア団体と登録制度 ボランティア団体の活動内容などをホームページで紹介 	◎
3 地域活動への参画推進			定年を迎える人たちが、地域での活動経験の少ない人、また、高齢者や障がい者などあらゆる人が地域活動に参画できるよう、社会福祉協議会など関係機関と連携し、啓発や学習機会の提供に努めます。 ・広報誌やホームページ等への啓発記事の掲載 ・地域活動参画促進に向けた公民館講座等の開催 ・各種ボランティア養成講座の開催	地域振興課 人権推進課 社会福祉課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ■関係各課や社会福祉協議会等と連携し、高齢者団体や障がい者団体等を含めた市民に対し羽生市人権教育研修会及び羽生市人権教育指導者研修会を開催した ■各公民館における高齢者大学の開催 	◎

		2	地域防災や環境等の分野における男女共同参画の促進	1	<p>防災の分野における男女共同参画の促進</p> <p>男女のニーズの違いや性差を市の防災対策に反映させるため、防災の分野における男女共同参画を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災会議への女性の参画推進 ・自主防災組織への女性の参画促進 ・女性の自主防災リーダーの育成 	地域振興課	<p>■防災講演会を開催 実施日：1月26日（金） 参加者211名 内容：「災害と防災と男女共同参画について」 講師：埼玉県男女共同参画推進センター</p> <p>■防災会議の女性の参画（30人中6人）</p>	○
				2	<p>災害時対応における男女共同参画の推進</p> <p>災害時の避難所設置や運営において、女性や高齢者、障がいのある人など特に支援を必要とする人に配慮した対応を、男女共同参画の視点で推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点をふまえた避難所開設・運営の支援 ・女性や要配慮者など多様なニーズに対応する防災用品の備蓄 	地域振興課	<p>■自主防災組織が防災訓練を実施</p> <p>■総合防災訓練において男女の視点を取り入れた避難所開設訓練の実施 実施日：11月19日（日）</p> <p>■防災用備蓄として、着替え用パーテーション等を購入</p>	◎
				3	<p>環境の分野における男女共同参画の促進</p> <p>環境保全に関する男女の高い関心、豊かな知識や経験がより広く活かされるよう、環境の分野における男女共同参画を促進します。</p>	環境課	<p>■廃棄物減量等推進委員会 女性16人中4人 25%</p> <p>■空家等対策協議会委員 女性11人中0人 0%</p>	○
3	生涯を通じた健康づくり	1	生涯を通じた健康支援	1	<p>健康づくりの推進</p> <p>健康管理及び健康についての自覚を促すため、健康教育等を実施し、生涯における健康保持増進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康教育の充実 ・健康増進事業の推進 	健康づくり推進課	<p>■健康教育事業の実施</p> <p>①カラダ整うコンディショニング講座 実施日：9月24日（日）・2月18日（日） 参加者延べ19人</p> <p>②健康ウォーキング講座 実施日：11月23日（祝・木） 参加者71人</p> <p>③糖尿病予防講座 実施日：2月5日（月） 参加者11人</p> <p>■健康チャレンジ事業 達成者数200人</p> <p>■健康レシピリーフレット作成・配布</p> <p>■健康づくりに関するパネル展示（イオンモール通路・市役所1階）</p> <p>■女性の健康週間パネル展示（市役所1階）</p>	○
				2	<p>各種健診の実施</p> <p>市民の健康保持のため、各種健診の受診促進に努め、疾病の早期発見・早期治療につなげます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種健康診査の受診率向上に向けた啓発 ・がん検診等各種健診の個別通知での受診勧奨実施による受診率向上 ・がん検診におけるレディースデイの実施 	健康づくり推進課 国保年金課	<p>■対象者全員に各種健診の個別通知を実施</p> <p>■がん検診受診者数 胃がん：1,192人 乳がん：961人 子宮頸がん：939人 大腸がん：3,932人 肺がん：1,560人 前立腺がん：1,905人</p> <p>■集団がん検診にてレディースデイを5日間実施（託児付き）</p> <p>■特定健診の実施 受診者数：3,156人</p> <p>■健康診査の実施 受診者数：3,014人</p>	○

2	妊娠・出産等に関する健康支援	3	健康相談・心の健康相談の実施	自ら健康管理ができるよう支援するため、健康相談を実施します。また、心の健康について悩みを持つ当事者や家族の相談に対応します。 ・各種健康相談の実施 ・精神科医や臨床心理士による心の健康相談の実施	健康づくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> ■健康相談 年11回実施 相談者：延べ36人 ■心の健康相談 年17回実施 精神科医師：5回実施 相談者：延べ7人 臨床心理士：12回実施 相談者：延べ36人 	○
		4	スポーツを通じた健康・体力の保持増進	誰でも参加できる各種スポーツ教室等を開催し、スポーツに親しめる環境づくりに努めます。 ・各種スポーツ教室等の開催	スポーツ振興課	<ul style="list-style-type: none"> ■スポーツスクール11種目、13教室 実施期間：5月～7月 参加者：141人 ■各種スポーツ教室（指定管理者自主事業）、8教室 通年 	○
		1	性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての啓発	男女がそれぞれの心身の特徴を十分に理解し合い、主体的に性や妊娠等に関する健康について決定できるように、正しい理解や情報の提供に努めます。 ・安全な妊娠等に関する情報の提供 ・出産についての意思決定・権利についての周知	人権推進課 子ども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ■母子手帳交付時面談数：269人 	○
		2	母子保健事業の充実	妊婦健康診査や産婦訪問指導により妊産婦・新生児等の健康保持・増進を図ります。また、子ども家庭センター*を設置し、引き続き切れ目のない総合的な支援を行います。 ・妊婦健康診査の実施 ・妊産婦・赤ちゃん訪問等の充実 ・乳幼児等健康相談事業の充実	子ども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ■母子手帳交付時面談数：269人 ■ママサロン参加者数：延べ52人 ■産後ケア事業利用者数：延べ29人 ■赤ちゃん訪問（新生児・未熟児含む）：283件 ■妊婦一般健康診査業務委託料 件数：延べ5,032件 ■新生児聴覚検査業務委託料 件数：延べ211件 ■産婦健康診査業務委託料 件数：延べ236件 ■1カ月児健康診査支援事業助成金 件数：延べ8件 	○
	3	母性保護に関する理解の促進	母性の重要性についての認識を深めるため、学校教育における性教育の充実と市民等への啓発、学習機会の提供を図ります。 ・学校における性教育の推進 ・新しく親となる方を対象とした子育て教室の開催 ・健康教室等の開催による情報提供	子ども家庭課 健康づくり推進課 学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ■ママパバクラスの実施：4回 延べ101人 ■学校における性教育 保険・体育、学級活動、家庭科における学習 	○	
	4	不妊に対する支援	不妊に悩む夫婦に対して、経済的・精神的な負担の軽減を図るため、検査費・治療費の助成を行います。 ・不妊治療に関する検査費・治療費助成制度についての周知	子ども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ■不妊検査費助成事業 申請件数：延べ11件 ■不妊治療費助成事業 申請件数：延べ53県 ■広報・ホームページにて周知 	○	

3	健康をおびややす問題についての啓発	1	HIV、性感染症に関する情報の提供	HIVを含む性感染症の予防や拡大を防ぐため、正しい知識の普及・啓発を推進します。 ・性感染症等に関する正しい知識の普及・啓発 ・小中学生を対象とした発達段階に応じた適切な教育、啓発 ・健康相談の実施 ・思春期保健事業の推進	健康づくり推進課 学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ■健康相談 年11回実施 相談者：延べ36人 ■保健体育の授業でH I Vに関する、発達段階に応じた適切な教育を実施 	○
		2	薬物・飲酒・喫煙による健康被害についての啓発活動	薬物や飲酒、喫煙が、健康に及ぼす影響についての啓発活動を実施します。 ・リーフレットやポスター等による啓発 ・健康教室の開催	健康づくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> ■リーフレットの配布やポスターの掲載（市庁舎、保健センター等）により啓発を実施 	△
		3	薬物乱用防止教育や啓発の充実	義務教育の段階から、薬物の乱用と健康被害について正しく理解し、生涯を通じて薬物を乱用しないよう、教育・啓発を推進します。 ・小中学生や保護者を対象とした薬物乱用防止教室の開催 ・リーフレットや学校便り等を活用した啓発	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ■薬物乱用防止教室を各小中学校で実施（各学校で日程を決定し実施） 	○

基本目標3 いきいきと働ける環境づくり

評価：◎順調 ○おおむね順調 △順調でない ×未実施

基本方針		施策	取組名	事業内容	担当課	令和5年度事業実績	評価	
1	女性が働きやすい環境の整備	1	均等な雇用環境の整備	1	事業主等に対する啓発活動の促進 男女雇用機会均等法や女性活躍推進法等の周知に努めるとともに、企業等における女性の活用に向けた啓発活動を促進します。 ・男女雇用機会均等法、女性活躍推進法、労働基準法等関係法令等の周知・啓発	人権推進課 商工課	■公共ポスター掲示及びパンフレット配架により、国、県及び関係機関からの情報を提供	○
				2	労働情報の提供 女性の就労を支援するため、各種就労情報を収集し、提供します。 ・ハローワーク求人情報の提供 ・ふるさとハローワークの有効活用	人権推進課 商工課	■ハローワーク求人情報を提供 ■ふるさとハローワークでの情報提供	○
				3	事業主行動計画の推進 市内事業所に対し、女性活躍推進法に基づき、働きやすい職場づくりに関する目標を定める特定事業主行動計画の策定や着実な推進を推奨していきます。 ・女性活躍推進法の周知 ・法に基づいた特定事業主行動計画策定の推奨	人権推進課 商工課	■公共ポスター掲示及びパンフレット配架により、国、県及び関係機関からの情報を提供	○
		2	各種ハラスメントへの防止	1	ハラスメントの防止啓発 性と人権を尊重する視点から、ハラスメント等に対する正しい理解の普及と、防止のための啓発に努めます。 ・研修会等による啓発 ・パンフレットやインターネットを活用した啓発	人権推進課 商工課	■公共ポスター掲示及びパンフレット配架により、国、県及び関係機関からの情報を提供	○
				2	市職員を対象にした相談窓口の周知及び研修会の実施 セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどハラスメント行為の防止に向けて相談窓口の周知、強化を図ります。また、必要な研修会や啓発を実施し、職員の意識向上を図ります。 ・相談窓口の充実 ・全職員を対象としたハラスメント等の内容を含む職員人権研修の実施	総務課	■職員人権研修会の開催（再掲） 【新規採用職員】実施日：4月1日（土） 講師：羽生市人権推進課 【職員向け】実施日：1月31日（水）、2月1日（木） 講師：埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課 【再任用・会計年度任用職員向け】実施日：2月2日（金） 講師：羽生市人権推進課	○
				1	女性のキャリアアップの支援 埼玉版ウーマノミクスプロジェクト*の活用などにより、女性の起業やキャリアアップを支援します。 ・女性の起業の支援 ・各種資格取得講座の開催 ・キャリアアップに関する情報の提供	人権推進課 商工課	■資格取得講座開催 実施期間：5月13日～6月27日（全7回） 受講者9名 内容：「介護事務講座」 講師：㈱日本教育クリエイト 日本医療事務協会 ■女性のための創業支援セミナー開催 実施日：2月21日（水） 参加者22名 内容：「女性のためのプチ創業セミナー」 講師：中小企業診断士 森 尚子 氏 ■創業支援補助金（女性創業）3件実施（交付）	○
2	働く場における女性活躍の推進	1	女性のキャリアアップの支援	人権推進課 商工課	○			

			2	多様な働き方に対する支援	<p>再就職や再チャレンジのための支援及び労働条件の改善に向けた啓発等を実施し、多様な働き方を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性による起業の支援及び情報提供 ・再就職準備セミナーの開催 ・ひとり親家庭高等職業訓練促進事業の推進 ・ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業の推進 	<p>人権推進課 こども家庭課 商工課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ひとり親家庭高等職業訓練促進事業…1件 ■ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業…0件 ■県及び関係機関からの各種取得講座及びキャリアアップに関する情報を提供 ■女性のための創業支援セミナー開催（再掲） 実施日：2月21日 参加者15名 内容：「女性のためのプチ創業セミナー」 講師：中小企業診断士 森 尚子 氏 ■就職支援セミナー開催（加須市・行田市・羽生市共催） 実施日：8月29日（火） 参加者15名 内容：「面接での印象力アップの秘訣」 「ミニ合同企業説明会、面接会・相談会」 講師：埼玉県女性キャリアセンター 	○			
				3	就労の支援	<p>市民にとって身近なふるさとハローワークを活用し、就職・再就職を希望する女性への求人情報の提供と相談を実施し就職を支援します。また、ひとり親家庭等の女性に対する職業能力の向上や求職活動について支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働等に関する相談の実施 ・ひとり親家庭相談の実施 	<p>こども家庭課 商工課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■行田ハローワーク（出張）と連携し、ひとり親家庭の就労相談を実施 相談件数：9件 ■国、県及び関係機関からの情報を提供 ■関係機関等の連携による就業条件等の疑問や悩みを解消するための相談 相談件数3,484件、就職228件 	○		
				2	職場における女性の登用促進	1	事業主行動計画の推進	<p>ハローワークや関係団体と連携し、市内事業所に対し、女性活躍推進法に基づき女性の管理職の登用などに関する目標を定める事業主行動計画の策定や着実な推進を推奨していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進法の周知、啓発 ・法に基づいた行動計画策定の推奨 ・事業所を対象とした、女性の登用についての啓発 	<p>人権推進課 商工課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■国、県及び関係機関からの情報を提供 	○
						2	市女性職員の管理職への登用の推進	<p>令和2年度に策定した「羽生市特定事業主行動計画」に基づき、働きやすい職場づくりや女性活躍推進に向けた取り組みを推進し、女性職員の登用を図ります。 女性職員が積極的に管理職を目指す職場づくりのため、女性職員に対するキャリアデザイン*を推進するとともに、人材育成などについての研修を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部研修への参加促進 ・対象職員との意見交換会の実施 	<p>総務課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■女性職員のためのキャリアデザイン研修（彩の国さいたま人づくり広域連合） 【主任級】実施日：7月20日、21日、12月11日（計3日間） 1名 【主査級】実施日：9月7日、8日、12月14日（計3日間） 1名 	○

		3	農業・商工業等における男女共同参画の促進	1	女性農業者への支援	女性農業者が、いきいきと働き能力が発揮できるよう、研修機会の提供と女性の農業経営への参画を支援します。 ・農業に従事する女性への情報提供、研修会等の実施 ・家族経営協定締結*の推進 ・農業女性活動の推進と支援 (さいたま農村女性アドバイザー*)	農政課	<ul style="list-style-type: none"> ■家族経営協定締結農家数 累計17戸(新規1戸) ■さいたま農村女性アドバイザー 累計1人(新規0人) ■ふるさとの味の伝承士 累計6人(新規1人) 	○
				2	自営の商工業等における男女共同参画の促進	自営の商工業等に従事する女性の方針決定や経営への参画が進むよう、研修会の開催や啓発活動に努めます。 ・商工業等に従事する女性への情報の提供及び啓発 ・経営能力向上のための研修会等の実施	商工課	<ul style="list-style-type: none"> ■商工会が実施する経営能力向上のための研修会等への支援として、事業計画作成セミナーを開催 	○
				1	ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発の推進	市広報誌やホームページにワーク・ライフ・バランスについての大切さや有給休暇等各種制度の周知や啓発を行います。また、講座等を開催し、事業者等に対し働きかけを行います。	総務課 人権推進課 商工課	<ul style="list-style-type: none"> ■市職員に子育てや介護に関する特別休暇等の制度を周知・啓発 ■計画年休の運用 平均年休取得 R5:11.3日(R4:9.0日) ■市職員の仕事と子育てを両立できる職場環境の整備等を目的とした第2次特定事業主行動計画(後期計画)に基づき、市職員のワーク・ライフ・バランスの実現を促進した。 ■公共ポスター掲示及びパンフレット配架により、国、県及び関係機関からの情報を提供 	○
3	ワーク・ライフ・バランスの推進	1	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた啓発	2	男性の育児・介護休暇取得に向けた意識啓発	各種講座やセミナー、市広報誌などを活用し、男性の育児・介護休暇取得に向けた意識啓発を行います。 ・職員ポータルサイトを活用した周知・啓発 ・広報誌やホームページ等による啓発	総務課 人権推進課 商工課	<ul style="list-style-type: none"> ■市職員に子育てや介護に関する特別休暇等の制度を周知・啓発 ■職員採用PR動画の中で、男性育児休業取得状況を周知 ■市職員の仕事と子育てを両立できる職場環境の整備等を目的とした第2次特定事業主行動計画(後期計画)に基づき、市職員のワーク・ライフ・バランスの実現を促進した。 ■公共ポスター掲示及びパンフレット配架により、国、県及び関係機関からの情報を提供 	○
				3	M字カーブ*問題の解消	女性のキャリアデザインを考えた場合、現状のM字カーブの問題は解消すべき課題です。そのため、雇用の維持・拡大のための事業主への啓発や、女性の就業機会の拡充に努めます。 ・広報誌やホームページ等による啓発 ・知識の習得や意識向上のための講座の開催	人権推進課 商工課	<ul style="list-style-type: none"> ■男女共同参画講演会の開催(再掲) 実施日:6月24日(土)参加者47名 内容:「今、男女共同参画に求められているもの」 講師:国立女性教育会館総務課学習アドバイザー 島田悦子氏 ■公共ポスター掲示及びパンフレット配架により、国、県及び関係機関からの情報を提供 	○

2	子育て支援の充実	1	多様な就労形態にあった保育サービスの推進 通常保育をはじめ、延長保育・緊急保育・土曜保育等、就労形態にあった保育サービスの充実を図ります。 ・各種保育事業の推進 ・病児保育の拡充	児童保育課	<ul style="list-style-type: none"> ■病児保育事業：民間4園 羽生総合病院内に設置する病児保育施設整備への支援 ■1歳児担当保育士雇用事業：民間5園 ■乳児途中入所促進事業：民間4園 ■障がい児保育事業：市内全園 ■アレルギー等対応特別給食提供事業：市内全園 ■延長保育事業：市内5園 	○
		2	放課後児童対策の推進 学童保育室や放課後子ども教室*推進事業の充実を図り、児童が安心して過ごすことのできる場の確保に努めます。 ・学童保育事業の推進 ・放課後子ども教室推進事業の実施	児童保育課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ■公立学童保育室 9施設（北1・2、南1・2、岩瀬1・2、新郷第1、新郷第2、川俣） ■民間学童保育室 6施設（南羽生1・2、すかげ1・2、いずみ1・2） ■放課後子ども教室を市内6小学校で実施 羽生北小：10人、新郷第一小：4人、岩瀬小：28人、井泉小：11人、手子林小：6人、羽生南小：18人 	○
		3	地域における子育て支援の充実 地域における子育てを支援するため、地域子育て支援センター*事業やファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。 ・子育てサークル等の支援 ・地域子育て支援センター事業の充実 ・保育所機能を活用した子育て事業の推進 ・ファミリー・サポート・センター事業の推進	こども家庭課 児童保育課	<ul style="list-style-type: none"> ■ファミリー・サポート・センター事業 活動実績：331件 ■民間子育て支援センターによる活動：4園 ■地域子育て支援拠点（こどもひろば）：1ヶ所 	○
		4	子どもの貧困対策の推進 生活困窮者自立支援法等に基づき、経済的な困難を抱える家庭の子どもたちに、学習の支援や生活の支援を行います。 ・学習支援事業等の充実 ・フードパントリー・フードバンクの支援 ・子ども食堂の支援	社会福祉課 児童保育課	<ul style="list-style-type: none"> ■学習支援「まなびやういんぐ」 NPO法人羽生子育てサポートキャロット 実績 小学生：16人 中学生：11人 高校生：8人 合計：35人 ■フードパントリー支援 2所 ■子ども食堂支援 3所 	○
		5	育児休暇制度の活用促進 男女が仕事と家庭を両立することができるよう、事業所や市民に対して育児休暇制度の啓発を行い、活用の促進を図ります。 ・事業所へ向けた制度の普及・啓発	人権推進課 商工課	<ul style="list-style-type: none"> ■公共ポスター掲示及びパンフレット配架により、国、県及び関係機関からの情報を提供 	
		6	ひとり親家庭等への自立支援 相談体制の充実や母子・寡婦福祉資金の貸付等により、精神的・経済的な自立が図られるよう支援します。 ・母子父子寡婦福祉資金貸付制度の周知 ・ひとり親家庭等医療費支給制度の周知 ・養育費公正証書等作成促進補助金制度の周知 ・市営住宅の活用	こども家庭課 まちづくり政策課	<ul style="list-style-type: none"> ■ひとり親家庭等医療費支給制度…広報はにゅう3月号及びホームページに記事を掲載、リーフレット配布にて周知 実績：9726件 ■養育費公正証書等作成促進補助金制度…広報はにゅう8月号及びホームページに記事を掲載、リーフレット配布にて周知 実績：0件 	○

3	介護者への支援の充実	7	男性の家事・育児への参画促進	<p>家庭において男性も家事・育児に参画するよう意識啓発を図るとともに、各種講座・教室等を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性の家事参加への啓発 ・家事参加に向けた各種講座や教室の開催 	<p>人権推進課 健康づくり推進課 生涯学習課</p>	<p>■ラク家事講座～お掃除編～の開催 実施日：11月25日（土） 参加者29名 内容：「くらしのキレイ ホームケア講座」 講師：花王グループカスタマーマーケティング(株) 小泉香利氏 青木裕美子氏</p>	○
		1	介護保険・福祉サービス事業の推進	<p>介護する家族の負担軽減や、介護を必要とする市民への支援、また、高齢者の多様なニーズに対応した各種サービス事業を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービスの整備・充実 ・福祉サービス事業の充実 ・介護保険事業計画等の推進 	<p>高齢介護課</p>	<p>■介護保険事業計画に基づき、新たに認知症対応型グループホームを整備1施設（27床） R5.4.1開設</p> <p>■家族介護慰労金支給事業 延べ件数 620件</p> <p>■家族介護用品支給事業 延べ人数 紙おむつ 122人、紙パンツ 201人、尿とりパット 313人</p>	◎
		2	地域包括支援センター・居宅介護支援事業所の活用	<p>介護により孤立しがちな家庭に対し、相談やサービスの紹介等により、介護者の支援を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護相談事業の充実 ・介護サービスの周知 	<p>高齢介護課</p>	<p>■介護相談事業の充実 各地域包括支援センター周知及び啓発用チラシの配布</p> <p>■介護サービスの周知 パンフレットやホームページにより周知</p> <p>■介護者支援講座の開催 実施日：3月2日（土） 参加者24名 内容：「指先を使った認知症予防」 講師：羽生病院リハビリテーション室 作業療法士 二宮綾香氏 内容：「もしも家族に介護が必要となったら（認知症編）」 講師：羽生総合病院ふれあい介護相談所 管理者 羽生介護支援専門員連絡協議会会長 長島大介氏</p>	◎

基本目標 4 人権が尊重されDVのないまちづくり

評価：◎順調 ○おおむね順調 △順調でない ×未実施

基本方針	施策	取組名	事業内容	担当課	令和5年度事業実績	評価
1 暴力を許さない社会づくり	1 DV防止の推進	1 DV防止に向けた意識啓発	DVに対する認識を深め、暴力による人権侵害を防止するため、啓発事業や広報誌などの各種媒体を活用した啓発に努めます。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」や、「児童虐待防止推進月間」（11月）に合わせた広報 ・広報誌やホームページ等を活用した啓発 ・講演会・研修会の開催	人権推進課 こども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> ■ 広報はにゅう10月号に「女性に対する暴力をなくす運動」について掲載 ■ 広報はにゅう11月号に児童虐待の特集ページを掲載 ■ 市内関係施設等にポスター及びリーフレット、啓発品を設置・配布し周知 ■ 市職員及び市内教職員がオレンジリボンを装着し周知 ■ 「女性に対する暴力をなくす運動」パネル展を開催 実施期間：11月13日～22日 市役所ロビー ■ パープルリボンキャンペーン（県事業）への参加 タペストリー展示による啓発 ■ DV防止対策研修会を開催 実施日：11月15日 参加者62名 内容：「子どもたちの大切な心とからだを守るために」 講師：くきCAP 	◎
		2 若年層に対するデートDV防止のための意識啓発	若年層の恋人に対して起こる暴力（デートDV）を防止するため、若年層に対する意識の啓発や、教員への研修により暴力の防止に努めます。 ・若年層に対するデートDV防止のための意識の啓発 ・教員を対象としたDV防止研修の実施 ・家庭や地域向けの意識啓発	人権推進課 学校教育課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ■ DVに関する生徒指導・教育相談研修会の実施 実施日：7月27日（木） 参加者23名 内容：「デートDV防止講座～より快適な支援を目指して」 講師：NPO法人女性相談ネットSaya Sayaチェンジチーム ■ 20歳の集いにおいて「ストップ デートDV」啓発カードを配布 	◎
		3 子どもに対する虐待防止の支援、ネットワークの強化	すぐに対応できる相談体制の整備と、虐待防止などへの支援、ネットワークの強化に努めます。 ・虐待防止ネットワークの強化 ・家庭児童相談室の充実	人権推進課 社会福祉課 こども家庭課 学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども家庭総合支援拠点の充実 相談件数：316件 ■ 家庭児童相談 相談者：延べ51人 ■ 子育て支援課、家庭児童相談室との連携 	○
	2 相談窓口の充実	1 DVに関する相談窓口や支援情報についての周知	相談及び支援体制の充実を図るとともに、被害者への相談窓口の周知を図ります。 また、安心して相談できる環境づくりを進めます。 ・リーフレットやカードの配布などによる相談窓口の周知 ・民生委員・児童委員や市職員等を通じた周知 ・相談窓口の外国人への周知と、母国語による相談の推進	人権推進課 社会福祉課 こども家庭課 高齢介護課 市民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ■ リーフレット等の配布及び広報、ホームページ、LINEによる相談窓口の周知（DV、虐待） ■ 高齢者虐待が疑われる場合の相談窓口の周知 リーフレット配置（埼玉県虐待通報ダイヤル#7171） 広報掲載（地域包括支援センターの周知） ■ 羽生市介護支援専門員連絡協議会にてケアマネージャーを対象とした虐待研修実施 実施日：11月29日（水） 	○

			2	DV担当職員の専門研修の受講及びDVの二次被害の防止	DV被害者の相談、支援に携わる相談員・職員の専門知識の習得や研修の充実を図ります。 ・担当職員のDV被害者保護支援に関する研修への参加 ・二次被害防止のため、関係職員のDVに対する意識の啓発	人権推進課 社会福祉課 子ども家庭課 児童保育課 高齢介護課 市民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ■人権推進課主催によるDV防止対策研修会への参加 ■市内にて相談支援業務担当者研修を実施 実施日：6月23日（金） ■埼玉県高齢者虐待対応専門員研修受講済み （地域包括支援センター3箇所 7名、高齢介護課 4名） ■埼玉県主催によるDV担当職員研修会に参加 	○		
			3	障がい者・高齢者等のための相談体制の充実	DVが潜在化しやすい傾向にある高齢者や障がい者、外国人に対して、適切な相談活動ができるよう、相談体制の充実に努めます。 ・相談担当職員や窓口対応の職員に対するDVについての意識啓発	人権推進課 社会福祉課 高齢介護課	<ul style="list-style-type: none"> ■市内にて相談支援業務担当者研修を実施（再掲） 実施日：6月23日（金） ■羽生市虐待防止ネットワーク会議を実施（再掲） 実施日：2月15日（木） 	○		
			4	関係機関との連携強化	関係各課及び警察、婦人相談センター等関係機関との連携を強化し、早期発見、早期対応につなげる体制を整備します。	地域振興課 人権推進課 社会福祉課 子ども家庭課 児童保育課 健康づくり推進課 高齢介護課 市民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ■ケース会議を開き情報の共有を図り、関係機関との連携を強化し、早期対応に努めた。また、緊急時においては、関係機関と連携し、迅速、適正な対応に努めた。 ■市内にて相談支援業務担当者研修を実施（再掲） 実施日：6月23日 ■高齢者虐待相談のうち、DVに該当する相談件数 7件 （高齢者虐待防止法に該当しない又は準ずる内容と認めた件数） ■羽生市虐待防止ネットワーク会議を実施（再掲） 実施日：2月15日 	○		
2	DVの被害者の安全確保と自立への支援	1	1	早期発見体制と保護体制の充実	1	関係職員や保護者等への意識啓発	教職員、保育士、医師、保健師、保護者等へ、被害者保護の正しい理解や通報などの義務について啓発を行い、早期発見のための体制を整備していきます。 ・関係職員や保護者への意識啓発 ・医療機関や学校等との連携 ・地域や民生委員・児童委員への啓発	子ども家庭課 児童保育課 健康づくり推進課 市民生活課 学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ■市内小中学校へ訪問による説明を実施 ■DVに関する生徒指導・教育相談研修会の実施（再掲） 実施日：7月27日（木） 参加者23名 内容：「デートDV防止講座～より快適な支援を目指して」 講師：NPO法人女性相談ネットSaya Sayaチェンジチーム ■DV防止対策研修会の開催 実施日：11月15日（水） 参加者62名 内容：「子どもたちの大切な心とからだを守るために」 講師：くきCAP 	○

		2	被害者の安全確保と緊急避難対応の充実	<p>県、児童相談所、警察など関係機関との連携や、制度の活用により、被害者保護のための体制の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の連携強化 ・同行支援や緊急一時保護の実施 ・県や民間のシェルターの利用調整 	<p>人権推進課 社会福祉課 こども家庭課 児童保育課 健康づくり推進課 高齢介護課 市民生活課 学校教育課</p>	<p>■関係機関と連携を密にし、必要な情報収集及び提供を行い、適切な保護を行った</p> <p>■児童相談所と連携し、同行支援を実施し、一時保護の検討を行った</p> <p>■警察からの「高齢者虐待事案通報票」受理件数 21件</p> <p>■虐待による一時保護の実施件数 1件 (虐待の一時保護として、施設と羽生市生活管理指導等短期宿泊事業を契約)</p> <p>■羽生市虐待防止ネットワーク会議を1回実施(再掲) 実施日:2月15日(木)</p>	○	
			個人情報保護等による被害者の支援	<p>被害者の個人情報適正に守り、加害者の接近から被害者を守ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援措置制度の活用 ・被害者保護のための情報管理の徹底 ・保護命令制度の利用助言 ・市職員への個人情報保護制度の周知 	<p>総務課 人権推進課 社会福祉課 こども家庭課 児童保育課 健康づくり推進課 高齢介護課 市民生活課 学+H94:H96校教育課</p>	<p>■被害者を保護するため、住民基本台帳事務における支援措置を実施</p> <p>■羽生市虐待防止ネットワーク会議を1回実施 実施日:2月15日(木) 出席者:自治会連合会、民生委員協議会、老人クラブ連合会、ボランティア連絡会、介護支援専門員連絡協議会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、警察、消防、さいたま地方法務局、久喜人権擁護委員協議会、社会福祉協議会、健康福祉部長</p> <p>■高齢者虐待による養護者との分離及び支援措置制度の活用 住民基本台帳支援措置における関係機関との連携強化</p> <p>■改正個人情報保護制度研修の開催 実施日:7月13日(木)、14日(金)(全職員対象) 講師:南鷹法律事務所 弁護士 小林大祐氏</p>	○	
			生活再建に向けた支援の充実	<p>DV被害などに起因するひとり親家庭等の自立に向け、就労支援をはじめ多様な福祉制度の活用に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護等福祉制度等を活用した支援の充実 ・DVによるひとり親家庭の就労支援 	<p>人権推進課 社会福祉課 こども家庭課</p>	<p>■生活困窮者に対しては、生活保護の申請をするなど、関係部署と連携を図りながら迅速に対応した。また、緊急時の生活資金などについて調査・研究し、関係機関と連携しながら、必要な情報を被害者に伝えた</p>	○	
	2	生活再建に向けた支援の充実	2	子どもに対する支援の充実	<p>被害を受けた子どもに対し、精神的なケアに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心のケア、配慮など適切な対応と支援 	<p>人権推進課 こども家庭課 健康づくり推進課 学校教育課</p>	<p>■子育て支援課、家庭児童相談室等との連携</p> <p>■県や児童相談所などの制度を活用し、DV被害母子の心のケアに努めた</p>	○
			3	被害者の精神的自立に向けた支援の充実	<p>DV被害者が精神的にも自立できるよう、必要な支援を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携による、避難後の心理的支援 ・女性相談等でのカウンセラーによる支援 	<p>人権推進課 こども家庭課 健康づくり推進課</p>	<p>■相談者が自ら選択した方法で自立できるよう、女性相談の中で、エンパワメントの向上を図り、状況に合わせた支援を行った。また、関係機関との情報共有、連携を図り、訪問や電話連絡等により心理的な支援を行った</p> <p>■パープルカフェの開催 女性専門相談員によるDV被害者の精神的な自立に向けた支援を行った</p>	○
			1	生活再建に向けた支援の充実	<p>DV被害などに起因するひとり親家庭等の自立に向け、就労支援をはじめ多様な福祉制度の活用に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護等福祉制度等を活用した支援の充実 ・DVによるひとり親家庭の就労支援 	<p>人権推進課 社会福祉課 こども家庭課</p>	<p>■生活困窮者に対しては、生活保護の申請をするなど、関係部署と連携を図りながら迅速に対応した。また、緊急時の生活資金などについて調査・研究し、関係機関と連携しながら、必要な情報を被害者に伝えた</p>	○

推進指標

NO	基本 目標	基本 方針	施策	指 標	プラン改定時	現状値 (令和5年度)	目標値 (目標年度)
1	1	1	1	固定的役割分担に賛成しない人の割合 【指標の定義】 調査において、「男は仕事、女は家庭」という考え方が今も残っていると思うかで「そう思わない」「どちらかと言えばそう思わない」と考えている人の割合	72.9% (令和5年度)	72.9% (令和5年度)	80.0% (令和10年度)
2	1	2	1	「慣習・しきたり・社会通念などの分野で」男女の地位が平等であると思う割合 【指標の定義】 調査において、男女が「平等である」と感じている人の割合	19.0% (令和5年度)	19.0% (令和5年度)	30.0% (令和10年度)
3	2	1	1	審議会等の女性委員の割合 【指標の定義】 女性委員数／審議会等の委員数	29.4% (令和4年度)	29.4% (令和5年度)	40.0% (令和10年度)
4	2	1	1	女性委員を含む審議会等の割合 【指標の定義】 女性委員を含む審議会の数／審議会の数	82.5% (令和4年度)	85.7% (令和5年度)	85.0% (令和10年度)
5	2	3	1	女性の特定健康診査受診率 【指標の定義】 市が実施する特定健康診査での受診率	39.0% (令和4年度)	40.7% (令和5年度)	60.0% (令和10年度)
6	3	2	1	女性のための資格取得講座に参加後の、資格を活かした再就職者数 【指標の定義】 過去2年間に当該講座の資格を活かした就職者数	0名 (令和3,4年度)	0名 (令和4,5年度)	5名 (令和9,10年度)
7	3	2	2	市の管理職(課長級以上)に占める女性の割合 【指標の定義】 役職職員のうち課長級以上の管理職員数(消防除く)	11.9% (令和5年度)	11.9% (令和5年度)	16.2% (令和10年度)
8	4	1	1	DV防止研修会の開催回数 【指標の定義】 市が開催するDV防止研修会を開催した回数	2回 (令和5年度)	2回 (令和5年度)	4回 (令和10年度)